

生成期古典派経済学における起債原則論

池田浩太郎

- 一 本稿の問題
- 二 古典派的起債原則論抬頭の背景と古典派的財政観
- 三 スミスの起債原則論
- 四 リカードーの起債原則論
- 五 リカードー起債原則論の時代的背景

一 本稿の問題

古典派経済学にもとづく起債原則論は起債原則論の發展史上最初のタイプを形成したものとされる。本稿ではとくに生成期古典派経済学におけるその概要と特色とを検討してみたい。この場合、古典派的起債原則論について、どちらかといえば古典派経済学者たちのそれぞれの学説をその多様性においてみるよりも、むしろその一様性に、換言すればひとつの類型としての古典派的起債原則論をえがき出すことに重点をおきたいとおもう。

生成期古典派経済学における起債原則論

生成期古典派経済学における起債原則論

まず、起債原則論とは何かについて予備的に定義しておく。起債原則論とは、いかなる場合に、いかなる目的で、いかなる金額を、いかなる金融的条件下に起債してよいのか (dürfen)、あるいは起債すべきなのか (müssen) の原則にかんする学説である。起債のための妥当なる、ないし正当なる前提条件と遂行条件とを原理的に検討する学説である、といいかえてもよい。

二 古典派的起債原則論抬頭の背景と古典派的財政観

起債原則論の発展史上最初のタイプを形成した古典派の起債原則論が誕生すべき背景についてみることは、そもそも経済学説や財政学説のうえで、起債原則論がいかなる歴史的・社会的任務をひっさげて登場せざるをえなかったかを検討することになる。ここではまず起債原則論抬頭の歴史的背景をやや一般化した形で展望することからはじめよう。

周知のように近世初頭の諸国家において、戦争その他の社会的・政治的・経済的大困難が発生したとき、その支配者たちは緊急事態の克服のために巨額にわたる経費を即刻に調達する必要を感じざるをえなかった。かかる局面に際会した支配者たちは、一般にその困難がひとり支配者の浮沈にかかわるものであるのみならず、国民全般の安危にもかかわる公共的困難であり、しかもその困難が経済的・合理的考慮をこえた重大かつ緊急のものであることを国民一般ないし国民中の有力者たちに印象づけようとした。ついで支配者たちはこれを克服するために必要な経費の調達方法のひとつとして課税などとならんで起債を採用することを、いわば恣意的に決定しようとするところがおおかった。臨時に生じた巨額にわたる支出増加の必要という財政的圧力にたいし、支配者たちは

君主的・国家的・国家経済的利害を中心に起債による充足を決断することがよくおこなわれた、⁽¹⁾ といつてよからう。

(1) ラントマンは当時における支配者の起債動機を四つのタイプに分類して説明している。たとえば、戦争およびこれに関連する外交的援助費の支出の必要、国家の領域整理や拡大のための入用、居城構築以来確実に増加をつづける財政入用などがこれに入る。Julius Landmann, *Geschichte des öffentlichen Kredits*, in: *Handbuch der Finanzwissenschaft*, 2. Aufl., 3. Band, Tübingen 1958, S. 4ff.

かかる状況下において起債原則論は、まず国民的・市民社会的・国民経済的利害を中心にすえた、いわゆる経済的合理性にもとづく起債の妥当性の基準をつくる。これによって支配者の恣意的起債への歯止めを理論的根拠を提供する役割を担って登場するはずである。起債原則論は支配者の恣意的起債要求にたいし、これを経済学的・財政学的・金融論的合理性の基準に服せしめようとして生誕したものであるといつてよいであろう。

さて、起債原則論がかかる歴史的・社会的任務を担って歴史の舞台に登場せざるをえなかつた事情、あるいは登場しえた背景には、それ相応の社会の近代化が前提とされねばならなかつたであろうことは想像にかたくない。すなわち、これを論理的に考察すると、まず公共債務をおこすことの可能性と現実性とがとうぜん大前提とならねばならぬ。そして公共債務の存在と発展のためにはあらかじめ公信用、ないし国家信用の成立をみていなければならぬのである。そして公信用の成立と生成、公債の成立と発展、起債原則論の登場という一連の諸事は近代的社会・経済関係の成立と生成とをまわつてはじめて実現される。すなわち、

経済的には国家がその信用を利用できる程度に貨幣経済的發展をみている資本主義経済体制の存在がその前提

となる。

行政的には、名望家行政が漸く終りをつげ、次第に職業的官僚の行政に移りつつある段階にまで成熟している必要がある。しかしこの段階では近代国家に内在する行政の量的・質的増大ないし上昇、したがって国家経費の不断的増大の傾向（いわゆるワグナー法則）については未だ充分意識されているか否かは問われない。

財政的には——財政的条件については後に一層くわしく論ぜねばならない——予算（ないし財政）の統一的運営と、それを支えるための、全経常支出を充足するにたる経常収入体系としての租税制度が確立されていることが必要である。前述した公共行政の状況からして、財政運営に関してはふつうは租税の増徴によって充足しうる程度の国家活動の増大ないし経費膨脹のみが予想されるであろう。

以上は近代的公債制度成立のための一般的諸条件を要約したものである、といいかえてよいかもしれない。しかし、特定の歴史的・社会的任務を担う起債原則論の登場にはこれだけの条件の実現のみでは不十分であろう。これにはとくに次のような諸条件の整備にも言及しなければならぬ。すなわち、

政治的、社会的には支配者（王侯）にたいして、被支配者層（市民ないし国民）が自己の利害をある程度自由に表明しうる程度に社会や政治の構造が近代化されていなければならない。

また、学問的には国民や市民の利害を中心にすえた経済学説が成立し、これが支配的学説になっていなければならない。

以上のような諸条件を充足して、はじめて既述のような任務を担いうる起債原則論が登場しうることになるであろう。

かかる諸条件を充足した上で、しかも起債原則論に課せられた任務を果すことを意図して起債原則論を正面からとりあげた経済学説史上の最初のものは、すなわち、イギリス古典派経済学にもとづく起債原則論であった。これは当時のイギリス古典派経済学が何よりもまず国民、市民社会ないしは国民経済の利害を代表する最初の経済学として生誕したという一事をもつてもきわめて自然のなりゆきであるといえるであらう。

十八世紀後半のイギリスは漸やく産業革命がはじまろうとする時であった。しかし行政側面での近代化ないし官僚行政化は他の西欧諸国とくらべてより、進展していたほどではないようである。とはいえ、たとえば窓税 (The Tax on Windows in Houses) (一六九五年にはじめて施行) などの税務行政にみられるように、徐々にではあるが職業的専門官僚による行政の重要性が認識されつつあったのである。⁽¹⁾

(一) A. Hope-Jones, *Income Tax in the Napoleonic Wars*, Cambridge, 1939, pp. 12-17. 拙稿「イギリス所得税の先駆的諸税について」一橋論叢、第三五巻、一号、昭和三十一年所収、参照。

イギリスにおいては支配者たる国王と、被支配者層たる国民との利害の対立が市民革命をうみ、これを通して国家とは対立する国民のための社会、すなわち、市民社会が形成されたと考えてよい。ここでは国王ないし国家の経済的利害を代表する財政と、国民ないし市民社会の経済的利害を代表する市場経済ないし国民経済とは一応相互に対立する存在であるとみなされたのである。

産業革命がはじまり、やがて自由資本主義がさかんになろうとする趨勢をも直観した古典派経済学者たちは、このような環境の内から国民の側、市民社会の側にたつて経済を考察する学問としての経済学を誕生させた。国民経済的・市場経済的利害を中心にすえた経済学を展開することになったのである。ここで定立された諸原理

生成期古典派経済学における起債原則論

は、国民経済の対立者と考えられる国家の経済（財政）をもこれに服せしむべき原理だとかれらは考えた。かれらは原則的には個々人の自由なる経済活動の総体が、国民経済の調和ある自然の秩序をなすものであるとともに、この体制下で国民経済が最高度の生産性を保持するものでもある、と考えた。

古典派経済学者にとっては、国家とその活動とはそれが国民経済を維持、存続させるための有用な活動をなす限りにおいて意味をもつし、またそれはかかる有用な活動をなすべきものであると考えられた。しかし、国家活動そのものは毫も国民経済の生産性を高めるものではない。国家活動にもなってなされる経費支出はその効果において生産性をもたないというわけである。のみならず、その支出を可能にする国家収入は、国民経済から公共部門への資源のとり去りである限り、経済の自然秩序、したがって資源の最適配分の状態を攪乱することによって、国民経済の生産性をひくめるものと観念された。

かくて自由資本主義的国民経済の利害を中心にした古典派経済学は、財政にたいし安あがりの政府 Cheap Government と均衡財政の原則に服することを要求した。財政部門の規模的、量的、拡大は、その分だけ資源の最適配分をゆがめ、これによって国民経済の最高の生産性を引き下げる効果をもつ。財政規模は小なるほどよいのだ。他方、国民経済過程の混乱を最少にするもの、したがって国民経済におよぼす作用において質的、的にもっとも中立的な財政運営は、均衡財政のそれであると考えられた。

古典派の経済学説はスミスの「国富論」、一七七六年にはじまり、J・S・ミルの「経済学原理」、一八四八年で集大成されたといわれる。ひとくちに古典派経済学説といっても、およそ四分の三世紀にわたるものであり、これに属する経済学者それぞれに学説的個性もある。したがってかれらの学説に種々ニュアンスのちがいがあ

のは当然であろう。しかし、かれらは上述した基本的観念を基礎に財政を考察した点において共通のものをもっていたと考えてよい。われわれがここに考察しようとする生成期古典派経済学者たちの起債原則論についても、古典派経済学者たちの財政の基本認識に同一性がみとめられる以上、内容的にはかれらがほぼおなじような起債原則をうちたてていたであろうこともまた想像にかたくない。

三 スミスの起債原則論

公債について比較的くわしくふれたイギリス古典派経済学者としては、すくなくともスミス、リカード、パーネル、マカロック、J・S・ミルの名をあげなければなるまい。しかも古典派的起債原則論にかんしては、かれらのうち、とくに古典学派の創始者であるスミスと、その大成者であるJ・S・ミルの原則論を中心に考察するのが適當であろう。しかも古典派的起債原則論の唯一の典型をしめせと言われるならば筆者はJ・S・ミルのそれを推したい。J・S・ミルの起債原則論については別の機会に論ずる予定なので、その理由は別にあきらかにするであろう。本稿では彼の所説の内容には論及せずすませたい。本稿を生成期古典派経済学における起債原則論と名づけた所以のひとつもここにある。

古典派的財政論ないしは公債論の典型としては普通スミスの学説があげられる。

第一に、スミス自身が経済学の創設者といわれるほどの人であったこと。

第二に、彼が自由資本主義の立場をもっとも明確にしつつ財政を論じた学者であること。

第三に、スミスが公債についてかなり詳細に論じていること。

生成期古典派経済学における起債原則論

第四には、彼の経済学説はもちろんのこと、財政学説、とくに公債学説にかんしてもまた、その後のイギリス古典派経済学者のみならず十八世紀後半から十九世紀前半にかけてのフランス、ドイツの経済学者たちの財政論や公債論の源流をも形成していること。

などの理由からこれはきわめて自然であろう。そこでとりあえず、スミスの起債原則論についてその概要を紹介しておきたい。

スミスの起債原則論は一七七六年発行の「国富論」(Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by Edwin Cannan, 2 vols., London, 1904. 松川七郎訳、諸国民の富、二巻、岩波書店、昭和四十四年)にもっともくわしく展開されている。

スミスは、彼以後の古典派経済学者たちとおなじく起債原則の問題を、臨時経費の調達にあたり、これが財源として租税をえらぶか、あるいは公債をえらぶかという形で展開したと考えてよい。ここでみられるスミスの租税観および公債観は、その後の古典派経済学者たちのその基礎をなすものとなった。

スミスにおいては財源調達を租税にもとめるか、あるいは公債にもとめるかという問題は、租税および公債の本質およびその国民経済的作用の相違を基礎に論ぜらるべき問題であった。すなわち、まず租税ないし公債という形態で資金が国民経済からとりたてられるにあたって、そのとりたての形態のちがいがどのように相違した国民経済的作用をもつかを検討すべきである。ついでこれら資金が公共部門から経費の形で支出された場合の国民経済的作用の相違をも検討すべきであった。この場合スミスは臨時経費の支出の充足を当面の課題にしている。したがって租税収入ないし公債収入が経費となって支出されるにあたっての国民経済的作用の相違は一応ないも

のと考えていたといつてよいのではなからうか。

さて、スマスは両形態による公共部門への資金とりたての国民経済的作用の相違の根拠を、それぞれがとりたてる資金の種類が相違していることにもとめてゐる。すなわち、調達財源を租税にもとめるときには、国民経済的にみて一部は資本、大部分は消費となるべき部分が税源となる、とスマスは考えるのである。したがつて課税は「……疑いもなく新しい資本のさらにいっそうの蓄積を多かれすくなかれ阻止するけれども、必ずしもそれは現存する資本を破壊するわけではない」。課税による調達は「私人たちの収入の一定部分がある種の生産的労働の扶養から他の種のその扶養へ転用されるだけのことである」（いずれもキャンナン版、(一)、四一〇、四二一ページ、松川訳、(一)、一、三三六ページ）、と。

起債は国民経済的観点からすれば追加信用であるとはいひがたい。むしろ起債にとつて重要なことは、これによつて年々の生産物の一定部分が、資本としての機能をはたすものから収入としての機能をはたすものに転用されたことである。たしかに起債は新資本の蓄積をわずかさか阻害しない。しかし現存資本をおおいに破壊するものである。したがつて起債することは「……以前から生産的労働を扶養することになつていた年々の生産物の若干部分を、生産的労働の扶養のために悪用すること」（キャンナン版、(一)、四一ページ、松川訳、(一)、一、三三七ページ）になるとスマスは考えるのである。

スマスは課税と起債との国民経済的作用の主要相違点を、一方は生産的労働維持にあてられる資金を他のおなじく生産的労働維持のために使い、他方は生産的に使用中の資金を生産的使用へと悪用する点にもとめてゐる。その結果スマスは、公債は国民経済にたいしては破滅的な作用をもつものであることを認識するにいたつ

た。

かかる公債観ないし租税観は基本的にはスミス以後の古典派経済学者たちの公債論にうけつがれていったといつてよい。

スミス公債学説は既述のように古典派公債学説の典型であり源流をなすものであった。にもかかわらず、こと起債原則学説にかんする限り、スミスのそれを古典派的起債原則学説の唯一の典型として紹介するのはあまり適切ではないようにおもわれる。その理由としては、まず、スミス自身の起債原則論への対処のしかたがあげられるであろう。

スミス自身その公債論において起債すべき、あるいは起債してもよいケースについて、国民経済的に（あるいは経済理論的に）正面から議論することを試みてはいない。むしろ彼は起債を主としてその可能性ないしは確実性の側面から検討することに力をそそいでいるのである。

スミスによれば、戦争のような緊急事態が発生した場合、その処理のために巨額の臨時的経費の即刻の調達が必要となる。ここにおいていわば経済的合理性への考慮をこえての調達が不可避となったとき、はじめて起債の問題が提起されることになるのである。ただし、「戦争が勃発すると、政府はその経費の増大に比例して収入を増徴することをいやがるし、またその能力もない。それをいやがるというのは、政府が国民の怒りを買うのを恐れるからであつて、国民はひじょうに巨額な増税が突如としておこなわれると、まもなく戦争を嫌悪するようになるであろうし、またその能力がないというのは、政府はどのような租税が必要な収入を十分に生みだせるかをよく知らないからである」（キャンナン版、(一)、四〇五ページ、松川訳、(一)、一三三七、一、三三八ページ）。

また平時において臨時的経費調達が必要がおこると、政府は新税を賦課したり、既存の租税の税率を上昇させたりして増収をはかるよりも、むしろ、しばしば減債基金からの借入にたよるようになった。いわば現実には減債基金の悪用がおこなわれる可能性と確実性とが増大したとスミスはいうのである。

起債にたいするスミスのかかる態度は、完成期の古典学派にその萌芽がみとめられ、それ以降の起債原則学説で支配的となった、特定経費とかかわらしめて起債の可否ないし適否を国民経済的合理性の観点から判断する、いわゆる目的関連的入用充足論 *Die objektbezogene Deckungslehre*⁽¹⁾ 以前のものであるといわねばならない。スミスのような態度は起債原則に課せられた既述のような歴史的・社会的任務と正面から取組もうとするものではない。起債にたいするかかる態度をも強いて起債原則論のタイプとみなしてよいならば、われわれはこれを政治心理的・徴税技術的起債原則と名づけてよいかもしれない。すなわち、臨時に巨額の入用充足の必要が生じたとき、その増加負担を増税ないし新税創設によって調達することが、政治心理的に徴税技術的に不可能であるときのみ起債がゆるされるという原則と考えてもよいであろう。⁽²⁾

(1) フィスカル・ポリシーの起債原則論抬頭以前の起債原則論のタイプをおおくのドイツ人財政学者はこの名称のもとに一括している。たとえば Rudolf Snucken, Finanzwissenschaftliche Deckungsgrundsätze, in: Probleme der öffentlichen Budgets, hrsg. v. H. Jecht, Berlin 1964, S. 51, 参照。

(2) K. H. Hansmeyer, Der öffentliche Kredit, Frankfurt am Main 1965, S. 44ff.

かかるタイプの起債原則論こそが、生成期古典派経済学における起債原則論に共通したものであることは後にあきらかとなるであろう。

スミスの起債原則学説が古典派的起債原則論の典型たりえなかった第二の理由は、当時のイギリスの財政的状況が、スミスをして今日われわれが起債原則論に期待しているような歴史的・社会的課題にたちむかわしめえなかった点にあるとおもわれる。

スミスのみたとおり、たしかに当時のイギリスはすでに、公債が必要となる要因をつくりだし、かつ公債発行を可能にさせる条件をもそなえた商業国となつてはいた。しかし、われわれが本稿で考えるような意味における起債原則を論ずべき財政制度的背景は、いまだこの時代には充分ととのつてはいなかった、といわねばならないであらう。

国富論の叙述の背景となつた時代は、いうまでもなくその発刊年である一七七六年以前である。当時の財政制度は、今日われわれが財政制度として観念しているものとはかなりの程度相違していたといつてよい。

近代的財政制度のひとつの基本的特徴は、統一国庫制度に裏付けられた統一的予算のもとにおける財政の一元的・弾力的運営にある。しかしこの時代にはいまだこれは日の目をみてはいなかったといつてよからう。十八世紀末ちかくにおけるいわゆるピットの財政改革をもつて、はじめてこれはおおいなる前進をみた。国富論の刊行はいわばこの改革の前夜であつたのだ。

もつとも「十七世紀のいわゆる市民革命を通じて、まず国王の財産や特権にもとづく収入で王国の財政の大部分をまかなう事態は、漸次廃止されることになつた。そして王侯の私家計としての王室費シビル・リスケットの制度が確立された。

……しかもこれと公約経費である国家経費とを峻別することに成功したのである⁽¹⁾。かくて十八世紀に入るとイギリスでは国家の公的支出の大部分が租税収入によつて充足される事態が漸次定着されつつあつたのである。

(1) 大川政三編、財政論、有斐閣、昭和五〇年、一四ページ。

とはいえず、当時は、個々の支出項目にはそれぞれこれに見合う特定の充当財源（主として特定租税収入）が割当てられ、これら個々の財政収支項目を総計したものが予算（ないし財政）と觀念されていた。換言すれば予算は個々の支出と個々の租税との *Exchequer System* から成立しており、財政運営は「⁽¹⁾ゆる目的金庫制 *Zweckkasensystem*」にもとづいてなされていたのであった。財政学上の用語でいえば当時の予算（財政）はいゆる基金経済 *Fondswirtschaft* であった。

(1) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 3. Aufl., Berlin 1958, S. 245.

ここでは特定の租税収入は特定の支出目的の存続するかぎり必要となる。特定経費の支出期間が当該租税の存続期間を規定するのである。したがってすべての租税は形式的には臨時税である。ただ諸経常的目的達成のための支出をまかなっている租税のみが実質的には経常税であった。そしてスミスもいうようにこれら経常（租税）収入一杯までを経常的に支出してしまうのが当時の財政運営上の慣行となっていたのである。

かくてひとたび巨額にわたる臨時的経費支出の必要がおこると、これを充足すべき収入手段のひとつとして、債が問題となった。これはいわばあたらしい特定租税の何年分かの先借りであった。とうぜん、先借分の元利償還が完了するまで当該租税の存続がみられることになる。

財政運営にあたっては、諸租税は通常それぞれバラバラに孤立的に存在しているものとみなされる。租税収の合計を租税制度全般からの収入として統一的に考察することはない。今日の意味における（経常収入としての）租税制度、という觀念の背景はいまだ整っていなかったといえよう。したがって税収一般と支出一般とが見合う形

生成期古典派経済学における起債原則論

での財政運営は全く考えられていない。ましてや全財政支出マイナス全租税収入のギャップを埋めるべき一収入手段としての起債は考えられもしなかったのだ。

かかる財政制度のもとにおいても、もちろん、あらたに出現した臨時的経費支出の財源の捻出を契機として起債の原則について、これを正面から展開することもまた可能であったであろう。しかしたとえそれができたとしても、統一国庫制度に裏付けられた統一的予算制度のもとに一元的に運営がなされている、近代的財政制度下における起債原則論とは、その性格や意義において若干ちがうものとならざるをえなかったとおもわれる。

四 リカードーの起債原則論

スミスのほか、もう一人生成期古典派経済学者の起債原則論について論ずるとすれば当然デビッド・リカードーのそれということになるであろう。リカードーはスミスとならんで生成期古典派経済学の代表者であり、しかも公債について比較的詳細に論じた経済学者だからである。

彼の公債学説は断片的な形では彼の全集全十巻の随所にみられる。とくに諸経済学者たちとの往復書簡が収録されている第六巻ないし第九巻、とりわけ第八巻（一八一九年より一八二二年六月まで）には注目すべきであろう。

しかし体系的な形で公債学説を展開しているのは主として「経済学および課税の原理」（初版、一八一七年）On the Principles of Political Economy and Taxation, London, 1817, 第一七章、および「公債制度論」（一八二〇年 Funding System, 1820, in: Encyclopaedia Britannica, 第七版。前者はリカードー全集(P. Sraffa and M. H. Dobb, The Works and Correspondence of David Ricardo, Cambridge, 1951—55. 日本版、リカードウ全集、雄松堂、昭和四十

四年——)、第一巻、後者は第四巻に収録されている。

スマスの主著とリカードの前述二著作の公刊の間にはおよそ四〇年あまりの歳月が流れている。この四〇年間はイギリスの社会・経済状態に絶大なる変化をあたえたはずのものであった。ここでは起債原則にもっとも関連ぶかい事項のみをあげてみよう。

その第一は、十九世紀のはじめにはすでにイギリスの財政運営がかなりの程度近代化されていたという事実である。統一国庫制度を基底にした統一予算制度にもとづく財政の近代的・統一的運営が漸やく緒につきはじめたのがこの時期であるともいえる。

その第二は、巨費を投ぜざるをえなかった——したがって巨額の公債発行を経験するにいたった——ナポレオン戦争の遂行である。

これら両事項がリカードの起債原則論にたいしてもつべき意味については後述するであろう。

さて、リカードの公債学説は、起債原則論にかんする限りスマスのそれと大差のないものと考えてよからう。ただし、リカードは租税および公債の国民経済におよぼす悪作用について、スマスより一層徹底して批判的である。彼は租税の不生産的機能を強調していう、「……租税で生産を減退させる傾向をもたないものはない、……租税は生産にたいするひとつの障害である……」(全集、Ⅵ、一五四ページ、日本版、Ⅵ、一七四ページ)、と。国民経済におけるすべての資金は資本として使用されているので、課税は生産的産業から資金をとり、不生産的労働者の維持のためにこれを支出することになるのである(全集、Ⅰ、二四五ページ、日本版、Ⅰ、二八二ページ)。この意味では租税は公債と全くおなじ国民経済的悪作用をもつ、とリカードは考えている。

以上の租税観と公債観とのうえにたつて、リカードもまた起債原則論を経費増大分の調達（実例としては臨時費としての戦費調達のみをあげている）を租税によるべきか、あるいは公債によるべきかという財源選択論の形で展開したのである（全集、四、一八五ページ以下、日本版、四、二二六ページ以下）。

この場合リカードは租税による調達をもって最善のものと結論している。すなわち、次の三つの点で公債による経費調達の方が租税による調達よりも、より悪い国民経済的作用をもつとリカードは考えたのである。

第一は、公債調達の方が租税調達よりも、より少ししか節約を促進させない点、したがってより、少ししか資本蓄積に向かわせない点である。

第二は、一国の産業におよぼす悪作用の期間が、租税調達による場合には当該経費支出の必要な期間に限定されるが、公債による場合にはそれをこえて、さらに当該公債の元利払いのすむまでの期間にわたってつづく点である。

第三は、戦費全額を租税調達によれば国民はなるべく無益な戦争の勃発をさけ、ないしはなるべく早く既におこなわれている戦争を終結させようとする点である。

彼は公債への憎悪をむきだしにして次のようにいう。すなわち、公債は「国民を悩ますために発明された、もつとも恐るべき責め道具の一つ」であり、「……公債制度という業務を廃止することが、わが制度にとって永遠の偉大な改善となるであらう……」（全集、四、一九〇、一九七ページ、日本版、四、二三一、二三九ページ）、と。

かくて、リカードにとって起債が不可避となるケース——強いていえば前述した政治心理的・徴税技術的起債原則論が定立されるケース——さえもおこりえない。リカードはいう、「……戦争がおこった場合には、

……戦争の費用はそのような支出に等しい租税で年々まかなってゆく以外に手はない……」(全集、Ⅷ、一四七ページ、日本版、Ⅷ、一六七ページ)、と。借入には終止符がうたれるべきだと彼は考えているわけである。

もちろん、リカードは本来的な意味での起債原則論、すなわち、いかなる場合に起債してもよいか、あるいは起債すべきかに関する原則については全く考察していないのである。

起債原則論をもふくむ公債論についてはいえば、スミスよりも一層強烈的な公債敵視性 *Kreditfeindlichkeit*⁽¹⁾ がリカードにみられるのである。

(1) Fritz Karl Mann, *Steuerpolitische Ideale*, Jena 1937, S. 205ff.

五 リカード起債原則論の時代的背景

既述のようにリカードの時代にはすでに統一国庫制度を根底にした統一的予算にもとづく財政運営の慣行が緒につきはじめていた。⁽¹⁾ このことはリカードの起債原則とスミスのそれとの比較を考える場合、第一に考慮すべき条件である。したがってリカードにあっては今日の意味における起債原則論が何らかの形で展開されることも当然予想されてよいことであった。しかしこれは全然なされなかった。もちろん、これにはリカード自身の経済観とか外的環境とか、いろいろの理由が考えられるであろう。しかしそのうちもっとも重要な要因のひとつはスミス時代とは異なる既述の第二の条件、すなわち、ナポレオン戦争遂行のための経費の急膨脹、およびこれにともなう起債の増加、公債累積への恐怖であると考えてよいであろう。

(1) これは十八世紀後半のピットの財政改革に負うところがおおきい。「……財政の統合を大いに促進せしめたのは、

生成期古典派経済学における起債原則論

ピットの業績であった。……ピットは全会計年度計画——一方におけるすべての省の歳出予算案と、他方における、それをまかなうに必要な歳入予算総額——を統合的な一本の形式で議会に提出するという慣行を取り入れたからである。ピットはまた全省の勘定をイギリス銀行へ最終的に移すことによつて、統合的な会計制度の基礎をすえた。歳出予算および歳入変更の予算案が、各々一本の法律となるという現代の慣行は、本来、ピットの改革からの発展ではかならなう」(U. K. Hicks, *Public Finance*, 2. ed., London, 1955, p. 48. U. K. ヒックス著、巽・肥後訳、新版、財政学、東洋経済新報社、昭和三十七年、五一—ページ)。

ナポレオン戦争遂行のためにイギリスが必要とした巨額にのぼる戦費は、その調達のために財政運営上の措置の諸変更を余儀なくさせた。これは漸く慣習化されつつあった統一的財政運営下での起債の原則について考えさせるほどの余裕を古典派経済学者たちにあたえなかつたのではなからうか。

ナポレオン戦争直前の一七九一年—九二年の粗国家支出を基準とすると、一八〇一年—〇二年には約三・五五倍となり、一八一四—一五年には約六・一六倍にまで達した。ナポレオン戦争後から十九世紀の半ばころまでにおいては、年経費は絶対額で一八一四—一五年の水準はもちろん、一八〇一—〇二年の水準さえもこえることはなかつたのである。もつてナポレオン戦争期の財政規模の急激な膨脹がどの程度のものであつたかが想像できよう。^(一)

(一) Sydeny Buxton, *Finance and Politics*, vol. 2, London, 1888, p. 367. 又 Alan T. Peacock and Jack Wisemann, *The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom*, Princeton, 1961, p. 37, を参照。

急激かつ強度の財政規模の拡大は当然あらゆる増税措置をとらしめるにいたつた。一七九九年にはじまる所得

税の創設と増徴とはこの時期におけるもつとも著名な増税政策のひとつであった。しかもなお、絶対額の点からも、国家収入構成上の比率のうえからも、借入収入の増大ないし上昇を招かざるをえなかったのである。

純国家収入における国債依存度は一七九二年には三一％であったが、漸増して一七九七年には七一・二％にまで到達した。以後十八世紀末までの三年間はおおよそ六〇％弱、一八〇一年には六五・三％をしめた。この時期以降一八一五年まではおおよそ四〇％台、ないし五〇％台をゆききして⁽¹⁾いたのである。まことにやむをえない理由があるとしても、この時期の財政収入構成の不健全性は世人の注目を惹くに充分であったといわざるをえない。

(一) E. L. Hargreaves, *The National Debt*, London, 1930, pp. 121, 124.

一七九三年には約二・四五億ポンドであった国債残高は、一八〇二年にはその約二・一倍の五・二三億ポンドにまで増加した。さらにこれは一八一五年にいたるや一七九三年当時のおよそ三・四倍の八・三四億ポンドに累積していったのである。この残高は大雑把にみて、この時期以降第一次大戦勃発までのおよそ一世紀間における最高額をしめすものであった。一八一五年前後の国民所得は四億ポンド程度と見積られているので、当時の国債残高は国民所得の約二倍にも当ると推定してよいであろう。約百年後の一九一三年には国民所得は約二三億ポンドに上昇し、一八一五年前の約五・五倍位となった。しかし国債残高は逆に約六・五六億ポンドへと減少したのである。国債の対国民所得負担率はこの一世紀間におよそ従前の七分の一位に減じていると考⁽¹⁾えてよからう。

(一) ハールグリーブス、前掲書、二九一、二九二ページ、ピーコック・ワイズマン、前掲書、三七ページ。

かつてスミスの僚友デビッド・ヒュームが国債累積の恐怖を「……国民が公信用を減ほすか、さもなければ公

生成期古典派経済学における起債原則論

信用が国民を滅ぼすかの二者択一……⁽¹⁾と予言したとき、国債残高はおよそ七千五百万ポンド(一七四八年)ないし約七千七百万ポンド(一七五七年)程度であった。国民経済にたいする公債の破滅的作用を警告したスミスの「国富論」(一七七六年)発行の年には、それは一・三億ポンドに達していた。しかしナポレオン戦争終結期の一八一五年には八・三四億ポンドへと激増している。半世紀あまり前のヒュームの時代の十倍以上、一世代あまり前のスミスの時代とくらべてもなお六・五倍という数値をしめしているのである。

(1) David Hume, *Of Public Credit*, 1752, in: *A Select Collection……on the National Debt and Sinking Fund*, ed. by J. R. McCulloch, London, 1857, p. 287.

加えて国債費負担の過重もまたおどろくべきものであった。元来イギリスにおける国債費の総国家経費中における割合は高率のものであった。一七七五年、四八%、一七九二年、五一%、一八一七年、五四%、一八二六年、五七%、という具合である。⁽¹⁾しかしその絶対額を考えると(たとえば一八一五年、一八一七年とも三・一四億ポンド)、これは国民所得の七ないし八%位をしめる巨額のものである。しかも一八一八年以降から一八二〇年代における年々の物価下落はかなり急激なものであった。その分だけ国債費負担は実質的に加重されたのである。⁽²⁾

(1) Carl S. Shoup, *Ricardo on Taxation*, New York, 1960, p. 146. ただしこの数字はハールグリーンブス、前掲書、一九一〇・一九二一頁、A. W. Acworth, *Financial Reconstruction in England*, 1815—1822, London, 1925, p. 24, Stephen Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England*, II, 3, ed., London, 1965, pp. 163,

281, の合作である。前述統計は年度によって大ブリテンのみの場合とイギリス連合王国の場合とがある。

(2) シャウブ、前掲書、一四七、一四八ページ。

基本的にはヒューム、スミスに追隨して公債敵視の態度をとっていたリカードーを頂点とするナポレオン戦争時代のイギリス古典派経済学者たちにとっては、既述の諸数値はまことにおそるべきものであったにちがいない。かれらにとつては、いかなる場合に起債してよいか、あるいは起債すべきかという起債原則論の定立は、もはや公債問題のうちでは重要課題とはなりえなかつたであらうことは容易に想像されよう。

リカードー自身、エンサイクロペディア・ブリタニカの補巻としての公債制度の項目を執筆するにあたり、これを財源選択論からはじまる実際的な公債論に修正するようすすめたマカロックにたいし遠慮の態度をとつてゐる(全集、㉞、一二七、一三七、一三八、一四一ページ、日本版、㉞、一四四、一四五、一五六、一六〇ページ)。かかる態度は単にリカードーのみならず、同時代の古典派経済学者たちに共通したものである。⁽¹⁾ 反リカードー派の頭目マルサスさえその例外ではなかつた。彼は財政の意義、すなわち、生産的労働者の存在と活動とが社会的に有用な機能を果すとともに、有効需要の創出による国富の増進にも有効な場合があることを認めた。しかもなお起債については殆んど論じていない。⁽²⁾

(1) *James Mill, Elements of Political Economy*, 3. ed., London, 1826, で公債について殆んどおれられてゐない。

(2) T. R. Malthus, *Principles of Political Economy with a View to their Practical Application*, 1. ed., London, 1820, pp. 477—481. 小林時三郎訳、マルサス・経済学原理(下)、岩波文庫、昭和四十三年、三四三—三四七ページ。

すでに見てきたように、ナポレオン戦争時代に累積されてしまった巨額の国債をいかに処置すべきかが、国の

安危にかかわる大問題と考えるをえない現実的地盤が存在していたのである。これは政治家たちの問題であるばかりでなく、古典派経済学者にとってもその公債論の主要な関心事たらざるをえなかった。いわゆる減債基金 Sinking Fund をめぐる諸論議が世上かまびすしかったのも、これに関連しているわけである。

国債の減少ないし消滅についてのリカードの提案は資本課税によってこれを一挙に消滅させることであった。他方論敵マルサスは国債の減少とそれにもなう課税の廃止とが必ずしもストレートに国富の増大、労働者雇用の増大につながらないとしながらも、なお過大な国債累積のもつ国民経済の維持、発展におよぼす危険を指摘している。国債累積の漸減および将来のその増大の阻止をこそ望ましいものとしているのである(四八二—四八五ページ、邦訳、(下)、三四八—三五一ページ)。

古典派経済学における減債中心の公債論はおおよそ一八三〇年代までつづいたと考えてよい。⁽¹⁾歴史的・社会的任務を担った起債原則論の問題にはじめて正面からとり組んだ古典派経済学者の業績の出現は、一八四〇年代以降のいわゆる完成期古典派経済学(とくにJ・S・ミル)の公債学説まで待たねばならなかった。

(1) パーネルの公債学説は主としてその著、財政改革論、一八三〇年(Henry Parnell, On Financial Reform, London, 1830.)第十九章、国債において展開されている。

彼はスミスの公債観のうえにたつ。「かくて公債はそれに応募した資本の実額だけ国富を減少させる。のみならず、その失われた資本が生産的に使用されなければ生じたであろう新資本の蓄積額だけの国富をも減少させたのである」(前掲書、二七二ページ)。パーネルにとってもまた公債は発行されない事が一番よい。平時における税制改革などから生ずる余裕をもって戦争遂行上の経費をも戦時税で支弁しようようにすることなどが肝要であると彼は考えた。臨時戦費調達についてのリカードの財源選択準則は、この時期以降第一次世界大戦中においてさえ

イギリスでは異常な努力を払って、政治家たちがその実現にとめるべき準則となった（マン、前掲書、二〇八ページ、参照）。

したがって、起債の原則について考える必要はパーネルにとってはなかったであろう。むしろ国債累積額をいかにして減少させるかの方が公債に関する彼の主要な関心事であったのだ。